

入札公告

次のとおり一般競争入札（郵送方式）に付します。

令和 6年 9月17日

名古屋市長 河村 たかし

1 入札に付する事項

(1) 件名

名古屋市北区役所における清涼飲料水自動販売機設置に伴う名古屋市有地の一時的貸付

(2) 物件の表示

物件 番号	種類	施設 名称	設置場所	台数 及び 貸付面積	最低 貸付 価格 (月額)	特記仕様
北-1	清涼 飲料 水	名古屋 市 北区 役所	正面玄関 エレベ ーターホ ール (屋内)	1台 (切替) 1.43㎡ (幅 1.3m×奥行 1.1m)	900円	・カップ式 ・1%寄附
北-2	清涼 飲料 水	名古屋 市 北区 役所 楠支 所	西玄関東 側 (屋外)	1台 (切替) 2.00㎡ (幅 2.0m×奥行 1.0m)	400円	・ユニバーサ ルデザイン ・1%寄附 ・災害時支援 型バンダー

(3) 用途の指定

入札案内書に定めるところにより、自動販売機の設置のために使用しなければならない。

(4) 当初貸付期間

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(5) 貸付期間更新の限度

令和 8年 4月 1日から 4年を限度（最大令和12年 3月31日まで）に、
1年を単位として貸付期間を更新できるものとする。

2 競争入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除く。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年（自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかった者については 3 か月）を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3 月 5 日付け15財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）
- (5) 本公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者
- (6) 本公告の日から落札決定の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1 月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2 月15日付け19財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者
- (7) 本公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する清涼飲料水の自動販売機を設置した実績を有しない者

3 契約条項を示す場所、入札案内書の配布期間等

契約条項は、入札案内書において示すものとし、入札案内書は、次に掲げる期間及び方法により配布するものとする。

(1) 配布期間

本公告の日から令和 6年10月 9日（水）まで

(2) 入手方法

名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードしてください。
（アドレス）

<https://www.city.nagoya.jp/kita/page/0000178072.html>

4 入札参加申込方法等

(1) 申込方法

郵送（書留又は簡易書留郵便）に限る。

(2) 受付期間

令和 6年 9月17日（火）から令和 6年10月 9日（水）午後 5時00分まで

(3) 送付先

〒462-8511 名古屋市北区清水四丁目17番1号
名古屋市北区役所区政部企画経理課

(4) 必要書類

入札案内書のとおり。

5 入札手続等

(1) 入札書の提出

ア 提出方法

郵送（書留又は簡易書留郵便）に限る。

イ 受付期間

令和 6年11月12日（火）～令和 6年11月28日（木）午後 5時00分まで

ウ 送付先

〒462-8511 名古屋市北区清水四丁目17番1号
名古屋市北区役所区政部企画経理課

エ 必要書類

入札案内書のとおり。

(2) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

令和 6年12月 3日（火） 午前10時00分（午前9時45分開場）

イ 開札場所

名古屋市北区役所 3階 第 3会議室

6 落札者の決定方法

最低貸付価格（月額）以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2者以上あるときは、くじ引きにて落札者を決定するものとする。

7 その他

(1) 最低貸付価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

単価（貸付月額）

(2) 入札保証金に関する事項

本公告に係る入札に参加しようとする者は、入札に先立ち、物件ごとに指定する額の入札保証金を、入札当日までに納付しなければならないものとする。

ただし、本公告に係る入札に参加しようとする者が、自らが管理及び運営する自動販売機等を設置した実績が分かる書類を提出し、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除するものとする。

(3) 契約保証金に関する事項

契約締結と同時に契約保証金として貸付月額の 6月分を納付しなければならないものとする。

ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定により契約保証金を免除することがある。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 本公告に定めのない事項

契約締結期限及び貸付料の納付方法その他本公告に定めのない事項については、入札案内書によるものとする。